

市民権としての環境権

日大生産工 ○大淵 崇人

I. はじめに

今日では、人々の環境問題に関する感応度は非常に高いものがある。環境は、人が生きていく上でその基盤となるものであって、誰もが良好なものであることを願い、関心をそそぐ対象であることは今日ではあたり前のことである。

ところが、環境に対して関心が強く持たれるようになったのは、わが国ばかりでなく他の国々においても概ねそうであるが、前世紀の60年代～70年代のことである。これは、言うまでもなく、公害が大きな社会問題として取扱われるようになってからのことだと考えて間違いないであろう。とりわけ70年代に入って環境に対する法や行政機構が整備されるようになった。その意味で環境の保全を人間社会の課題として意識的な努力が行われるようになったと言うことができそうである。

こうした努力がなされる一方で、環境の劣化あるいは、破壊は、より一層、深刻なものとなっていることも事実である。

II. 環境破壊の顕在化

環境の劣化あるいは破壊の問題、いわゆる公害が取扱われるようになるのは、人類にとって、ごく最近のことである。具体的には1960年代から70年代の初頭のことである。

あの世界を震撼させた水俣病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病があいついで提訴されるようになり、その公害の恐しさ、深刻さが日本中に知れわたっただけでなく、広く世界中にも知られることとなった。

わが国において、1967年には「公害対策基本法」が成立した。そして1970年のいわゆる

公害国会で環境政策を根拠づける法体系が整備された（14件の大規模な法律改正、新法制度がなされた）。そして、71年に環境庁が発足することとなった。こうした環境政策の基礎となる法や行政機構の整備がなされる中で環境の劣化や破壊の勢いは決して弱まっていたのではない。

とはいえ、それまで野放しだった環境問題を解決するようになったこと、そしてその保全を人間社会の課題として意識的な努力を開始したことは評価に値するものと考えて良いのではないだろうか。つまり、こうした対応が取られなければ、さらにすさまじい勢いで環境破壊が進むこととなっていたであろう。

なにもせず手をこまねいていると環境破壊はなぜ進むのだろうか。つまり環境破壊の原因とは何だろうか。以下の3つが一般的にその理由となっている。

第1に経済的価値を持たない価値物であること。つまり値段のつかない価値物であることだ。経済学では自由財と言われ、その利用に際して代償を支払わなくても良いということになり、過剰に利用されることになるからだ。

第2に環境破壊の被害者は社会的・生物的弱者であることが多い。そうした人々は発言力が弱く、泣寝入りすることとなるのだ。進んで訴訟を起こしたりするということがない。その最たる例は、未だ生を受けていない将来世代がそれにあたる。

最後に環境についての科学的知見や情報の不足とその非対称性があげられる。とくに開発についての科学的知見は豊富にあるのに対して、保全や再生に関する知見や情報は乏し

The Environmental Rights as the Civil Rights

Takahito OFUCHI

いというのが実状である。

Ⅲ. 市民の権利意識のたかまり

1950年代そして60年代の高度経済成長期において公共部門と民間部門とは環境への十分な注意を払うことをせずに開発そして投資を行なった。そのために経済の高度成長の歪みとして前項で見たようにその結果として公害にみまわれることになる。その代表的なものを上げてみると、水俣病（1969年）、新潟水俣病（1967年）、四日市ぜんそく（1967年）、イタイイタイ病（1968年）があいつで提訴されている。

公害が大きな社会問題となり環境に対する市民の関心はたかまりをみせることとなった。そして、公害の原因物質を排出した企業の責任を問う公害裁判が行われるようになったわけである。環境問題に目ざめた市民は、協力しあって運動を展開したり、法廷を通じて、少しでも良好な環境が享受できるということに関心を持つようになっていった。そして市民としての権利意識を強く持つようになっていった。環境は人々の生命の基盤をなすものである以上、それが良好に保たれるべきであるのは当然のことであり、市民としての権利（環境権）であるとの認識が持たれるようになっていく。

どのような新しい権利概念もある日突然出現するわけではない。それに先行して、その権利をもたらす社会問題や市民運動があるのは当然のことであろう。特に環境権という場合には、公害裁判では加害企業の法律的な責任が明らかにされ損害賠償が認められることはあった。だが環境は、不可逆性をもつものであるため、一度破壊されたら再生することは難しい。賠償金をもらうよりは未然に防ぐことの方が意味があるのではないだろうか。

この様に、環境権とは、環境破壊が激しくなった1970年代になって法律学者、弁護士、市民運動の関係者の間から主張されはじめた権利の主張であり、環境破壊を未然に防ごうという知恵であるといえよう。しかしながら、環境権についての議論は、いままでのところ立法や行政さらには司法に十分な影響をもたらさず、開発優先のこれまでの法体系に対抗できるだけの成果をもたらしていると言い切れないことが残念である。しかしながら、環境権についての議論に刺激をうけて、市民が自覚的に環境破壊を未然に防ぎ環境を守ろうと

いう権利意識が生まれたことは望ましい傾向であるといえよう。

Ⅳ. 結びにかえて

これまで見てきた様に環境の劣化あるいは破壊が表面化し、顕在化したのは、1960年代から70年代の初頭のことであり、ごく最近（半世紀もたっていない）まで環境問題は、なおざりにされてきたようである。経済学では、自然環境は無限であり、その浄化作用により、いつまでも劣化したり、枯渇したりはしないと、つい最近まで思われていた。

ところがローマ報『成長の限界』（1972年）によって、また深刻な公害の現実と直面するようになって状況は一変した。そして、環境は不可逆性を持つのであって、一度破壊されたら修復困難である。訴訟を起こし賠償金をもらっても失なわれた環境は帰ってこない。

そうであるからこそ環境権という新しい権利概念を用いて、環境保全を求める市民運動や裁判が行われ、その重要性が認められるものとなるであろう。